

別添４ 水質管理目標設定項目およびその他の項目の年間検査回数

水質管理目標設定項目

項 目 名		年 間 の 検 査 回 数				備 考	脚注 番号
		処理工程検査		浄 水 検 査			
		原 水	浄水池		給水栓		
1	アンチモン及びその化合物	2	2	4	4		
2	ウラン及びその化合物	2	2	4	4		
3	ニッケル及びその化合物	2	2	4	4		
4	(削除)					現在、欠番となっています。	
5	1,2-ジクロロエタン	2	2	4	4		
6	(削除)					現在、欠番となっています。	
7	(削除)					現在、欠番となっています。	
8	トルエン	2	2	4	4		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2	2	0	0	下記以外	①
		2	—	—	2	宇垣浄水場系	
		—	—	2	0	広域企業団系	
		—	—	—	2	南部企業団系	
10	亜塩素酸	0	0	0	0		②
11	(削除)					現在、欠番となっています。	
12	二酸化塩素	0	0	0	0		②
13	ジクロロアセトニトリル	0	0	4	4		
14	抱水クロラール	0	0	4	4		
15	農薬類	5	5	0	0	表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 (原水の上段は表流水、下段は地下水)	① ③
		1					
		5	5	0	0	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
		1	1	0	0	地下水だけを原水に持つ浄水場系 (宇垣浄水場を除く)	
		1	—	—	1	宇垣浄水場系	
		—	—	5	0	広域企業団系	
16	残留塩素	0	1 2	1 2	1 2	南部企業団系	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	水質基準項目と同じ項目(基39)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
18	マンガン及びその化合物	水質基準項目と同じ項目(基37)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
19	遊離炭酸	2	2	2	2		
20	1,1,1-トリクロロエタン	2	2	4	4		
21	メチルtertブチルエーテル	2	2	4	4		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	0	0	0	0		④
23	臭気強度(TON)	1 2	2	2	2	原水の上段は表流水、下段は地下水です。	
		2					
24	蒸発残留物	水質基準項目と同じ項目(基40)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
25	濁度	水質基準項目と同じ項目(基51)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
26	pH値	水質基準項目と同じ項目(基47)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
27	腐食性(ランゲリア指数)	2	2	2	2		
28	従属栄養細菌	0	2	4	4	原水の上段は表流水、下段は地下水です。	
		2					
29	1,1-ジクロロエチレン	2	2	4	4		
30	アルミニウム及びその化合物	水質基準項目と同じ項目(基33)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	4	4	4	4		

その他の項目

項 目 名		年 間 の 検 査 回 数				備 考	脚注 番号
		処理工程検査		浄水検査			
		原 水	浄水池	給水栓			
クリプトスポリジウム等	1	1	0	0	下記以外	⑤ ⑥	
	1	0	0	0	地下水だけを原水に持つ浄水場		
	—	—	1	0	広域企業団系		
	—	—	—	1	南部企業団系		
指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）	1 2	0	0	0		⑦	
放射能（β線）	1	1	0	0	表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 表流水だけを原水に持つ浄水場系 地下水だけを原水に持つ浄水場系 （宇垣浄水場を除く）	①	
	1	—	—	1	宇垣浄水場系		
	—	—	1	0	広域企業団系		
	—	—	—	1	南部企業団系		

※ 宇垣浄水場には浄水池がないため、浄水池の検査は行いません。

※ 広域企業団と南部企業団の原水及び浄水池の検査は、各企業団が検査を行っているため、岡山市水道局では検査を行いません。

① 処理工程検査による浄水池の検査を行っていないため、宇垣浄水場系、広域企業団系、南部企業団系については、浄水検査で対応を行います。

② 浄水処理に二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません。

③ 農薬散布時期(5月～9月)に行います。

④ 水質基準項目である「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」との相関を把握しているため、検査を行いません。

⑤ 地下水だけを原水に持つ浄水場は、浄水処理が塩素消毒のみであるため、原水のみ検査を行います。

⑥ 処理工程検査を行っていないため、広域企業団系、南部企業団系については、浄水検査で対応を行います。

⑦ 原水を対象とした項目であるため、浄水池と給水栓では検査を行いません。